

震災1年後の状況

岩手県土木施工管理技士会

東日本大震災から1年余経過しましたが、甚大な被害と多くの犠牲者を出した沿岸市町村では、生活再建に向けた復興計画が策定されいよいよ実行段階を迎え、今年はずいぶん復興元年の年となります。

岩手県は、発災から5ヶ月となる8月11日「岩手県東日本大震災津波復興計画」（復興基本計画）を策定し、復旧・復興の取り組みを進めております。

復興基本計画は、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間としていますが、実施計画では、第1期を「基盤復興期間」として位置付け、その対象期間を平成23年度から平成25年度までの3年間としています。

主要な事業としては、

①災害廃棄物緊急処理支援事業が、新たなまちづくりの前段階として、廃棄物処理法の規定により市町村事務としている一般廃棄物の処理については、地方自治法の規定に基づいて6市町村の当該事務を県が代行して実施しています。

県は、災害廃棄物処理実行計画では処理を平成26年3月までに終了することを目標としており、第一歩となる仮置場への移動は、ほぼ完了しましたが、がれき



を他地域で処分する広域処理が進まないことから、環境省が3月26日に示した進捗状況では、県内のがれき推計量は475万5千トンあり、うち最終的な処分まで至った量は45万9千トン 9.7%に止まっています。

②災害復興公営住宅等整備事業は、仮設住宅退去後の被災者の恒久的な住まいとして、県は平成23年度～28年度の6年間で公営住宅を県営、市町村合わせて計4千～5千戸の供給を想定、大半を25年度までの3年間で完成させる方針としていますが、現在、建築場所の関係で、3ヶ所の設計に入り夏頃までに着工することにしております。

③治山災害復旧事業は、津波により破壊された海岸保全施設等について、当面の安全確保のための応急復旧を実施するとともに、恒久対策として施設の本復旧を行うとしておりますが、防潮堤（県内総延長約66.6キロ）については、最大値を新たに設定し5年以内に整備する方針にしております。

現在は一部で測量・地質調査を進めています。

県は3月、418項目の指標からなる県復興計画の進捗状況の暫定版を示しましたが、「計画以上」（進捗率105%以上）が50指標で12%、「順調」（同105%未満95%以上）が303指標で72.5%、一方、「遅れ」（同95%未満0%超）が51指標で12.2%「未実施」が14指標3.3%となっています。

一方、沿岸12市町村の復興計画の策定



が終わったのに伴い、復興の基幹となるハード中心の40事業や関連施策に使える自由度の高い復興交付金の申請をしておりましたが、3月に配分が固まったことから、災害公営住宅の整備、水産・漁港関連施設、高台などへの防災集団移転事業等の復興事業が一気に進むこととなります。

国土交通省は、東日本大震災で「命の道路」及び避難場所となった高速道路は「復興道路」と「復興支援道路」として、全線開通に向けて着工が決まり、八戸から仙台までの三陸道と、内陸への2道路を合わせた総延長584キロメートルを10年間で全線開通する目標を掲げています。

今後は新規事業化区間で測量、地質調査、設計を経て用地買収に着手するほか、事業中区間も用地買収や埋蔵文化財

調査などが進められることとなります。また、復興道路の早期完成に向けて三陸沿岸道路などの新規事業化区間に導入する事業促進PPP「三陸沿岸道路事業監理業務」を行い、事業を効率的に進めるため、工事発注までに必要な業務について官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術・経験を生かしながら効率的なマネジメントを行うことにより、事業の促進を図ることにしています。

港湾等については、被害が大きく、重要度が高い釜石、大船渡の2港湾は24年度までに、同湾口防波堤については、平成27年度末までに完了を目指すことにしています。

また、防潮堤は、一部を除いて年度後半から本格化される外、漁港については111ヶ所のうち108ヶ所が被災されましたが、全て、復旧させることにしています。

東日本大震災の復旧・復興については、年度後半から本格化することにより様々な問題が発生すると思われませんが、全会員が一致団結してオール岩手で取り組んでまいります。

震災1年後の状況

宮城県土木施工管理技士会

はじめに、平成23年3月11日の「東日本大震災」発生以来、全国土木施工管理技士会をはじめとして各県技士会の皆様方には、物心ともにお励まし、ご支援を賜りましたこと、大変心強くあらためて衷心より御礼を申し上げます。

宮城県内における被害は、死者9,513人、

行方不明者1,634人（H24.3.29現在）にのぼり、家屋被害は全半壊222,647棟、公共土木施設関係被害1,104,253百万円、さらに交通基盤施設・住宅関係を含めると6,294,669百万円となっております。

当技士会の上部組織である宮城県建設業協会でも発災後直ちに対策本部を設置し、

昼夜にわたり大震災への対応に努めてきたところであり、特に、沿岸部では自ら被災しながらも、地域の復旧・復興に向けた大きな使命感を持ち、会員企業並びに各支部が一丸となって献身的に取り組んで参りました。

震災直後の対応としては、貴重な財産が巨大津波により沿岸部一帯を瓦礫の山と化したことから、緊急輸送路の確保のための道路啓開を中心とした応急対応、並行しての自衛隊・消防・警察との共同による遺体捜索を4月頃まで実施し、それ以降は瓦礫の撤去に対し、協会団体・支部が中心となり被災自治体と連携を図りながら実施し、協会関係者がグラップル・アイアンフォーク1,300台強、ダンプ2,100台強の約1,300チームを投入し、夏頃までに県内の90%程度を撤去し、昨年末でほぼ完了しており、協会組織力を駆使した結果であり、行政との窓口を一本化し、地域住民とのコミュニケーションを常に図っている地元建設業及び技術者だからこそ、治安も厳しい状況下において、地域住民も安心のもと進めることができた実感しております。

瓦礫関係の現在は、2次処理へ移行しており、各市町村が宮城県に委託をし、宮城県が県内4ブロック8ヶ所において、焼却施設を含めた処理について、ゼネコンを中心としたJVへの発注・契約と進められており

ます。この4月以降焼却施設も順次完成し、本格稼動へと動きだすところでもあります。

解体作業についても、自治体からの要請により協会団体支部が窓口として対応している地域もあり、被害の多い地域では平成24年度以降も引き続き実施する予定であります。

復旧・復興事業については、仮堤防が出水期までに整備され、夏頃より内陸地域の舗装・下水道・建築補修などが動き出し、甚大の被害となった沿岸部の災害査定は年内まで時間を費やしたことから、本格的な復旧・復興事業は年明けより兆しが見え始めたところでもあります。特に、海岸堤防、河川堤防及び漁港関係工事が第1弾として発注されておりますが、査定が終了したものの測量・設計などのコンサル関係への発注が現在の段階であり、今後さらに本格化していくものと考えられます。

全国的に建設産業が縮小するなか、建設技術者・技能者・労働者も減少しつつけたなかでの広域的大震災であり、復旧・復興事業に対し、地元として最大限の力を発揮して参りますが、県内だけでやりきることは不可能であり、本格化するなかで、全国の皆様のご協力をいただきながら早期復旧・復興を遂げて参りたいと存じますので、各県技士会の皆様方のご支援をお願いする次第であります。

1-1

事務所の状況（会館6F関連団体における事務所内の被害状況）



1-2

津波被害状況①
（仙台市若林区藤塚地区）



津波被害状況②
（仙台市東部道路際）



1-3

工事現場の被災状況（気仙沼市本吉町：津谷橋橋梁）

1) 施工箇所



2) 流された事務所



1-4

津波による重機の被災状況（仙台市若林区）



2-1

北上川堤防の復旧状況①



北上川堤防の復旧状況②



2-2

道路がれき撤去作業隊（仙台市若林区）



農地津波漂着がれき撤去作業隊
(仙台市若林区荒井、荒浜、下飯田、三本塚地区)



震災1年後の状況

福島県土木施工管理技士会
事務局長 鳥居 和吉

東日本大震災から1年が経過いたしました。この間、全国の皆様には義援金や支援物資の提供など、心温まるご支援を頂き深く感謝申し上げます。

日本の国土面積は、地球の0.9%とわずかであるにもかかわらず、地震の発生は全世界の1・2割を占めております。日本同様、地震の多いニュージーランドでは、耐震基準や技術面で先進国とされていたにもかかわらず、昨年2月、強い地震に見舞われ、液状化やビルの倒壊などにより日本人語学留学生を含む多くの死傷者があり、連日ニュースで大きく取り上げられました。

福島県建設業協会事務局兼務の私は、地震国日本での防災・減災対策を喚起する意

味から、昨年3月発行の福建会報誌に今後30年以内に発生が予想される巨大地震について、「東海地震87%、首都直下地震70%、宮城県沖地震にいたってはなんと99%と、何時巨大地震が発生してもおかしくない状況から、事前の備えを真剣に考える必要がある」旨の記事を掲載し、発送する予定であったその3月11日に千年に一度と言われる大震災により、未曾有の被害が発生いたしました。

ご承知のように、被災3県の中でも本県は大震災に加え、東京電力第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、20K圏内は「避難（警戒）区域」、30K圏内は「屋内待避区域」から「緊急時避難準備



区域」に規制されたほか、域外においても線量の高い所では「計画的避難区域」、「特定避難勧奨地点」等の規制を受け、避難生活を余儀なくされているほか、若年層の県外流失も続き原発災害は本県の生活・産業基盤を根底から揺るがすものとなっております。

また、原子力発電所の近隣町村は役場機能を県内外の地域に移転し、業務の対応をせざるを得ない状況にあるほか、原発から離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業が大きな打撃を受け、精神的苦痛に直面し、再起・再建の見通しは厳しいものがあります。

さらに、原発事故の影響は瓦礫処理を含めた放射能汚染物質の処理問題がボトルネックとなって、震災以降1年を経過した

現在でも本格的な復旧・復興は道遠く感じられます。

加えて、本県の会津地方においては新潟・福島豪雨災害、台風12・15号などの相次ぐ災害が発生し、県内一円が被災した状況下であり、生活再建はもとより経済社会の再生が喫緊の政策課題となっております。

一方、環境省においては県内の放射能除染推進に向け、1月1日付で福島環境再生事務所を設置したものの、大量の汚染物資等を保管する仮置き場及び、中間貯蔵施設の確保等が進まない中での除染活動は今後の大きなテーマとなっており、1日も早い解決を望むところであります。

こういった中であって、当技士会会員及び建設業界は震災直後から被災者の救助・救援活動をはじめ、ライフラインの応急復旧、瓦礫処理や行方不明者の搜索活動、さらには学校の除染作業等に積極的に取り組んできたことから、昨今、建設業界が果たしてきた役割・姿勢が人々の心を打ち、その重要性が認識されつつあります。本年度から本格化する復旧・復興工事、除染事業等建設産業が果たす役割はさらに増大することが予測され、業界はその期待に応えていくことが必要と考えております。

